

政府の総合経済対策が閣議決定 103万円の壁解消に向け一歩前進

11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定された。今回の経済対策は①日本経済・地方経済の成長、②物価高の克服、③国民の安心・安全の確保という3つの柱で構成されている。①については、石破総理が掲げる「2020年代に（最低賃金）全国平均1,500円」という目標があらためて強調され、この達成に向けた施策として、令和4年度補正予算で措置された「事業環境変化対応型支援事業費補助金」や、令和6年度税制改正で拡充された「賃上げ促進税制」などの活用を促進することなどが挙げられている。

②については「物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援」として住民税非課税世帯一世帯当たり3万円の給付が盛り込まれた。住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については子ども一人当たり2万円を加算される。また、国民民主党が改正を迫っている「103万円の壁」については、「令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」と明記されたものの、上げ幅については今後の税制改正論議の中で決定されることになる。③については「発災時に快適なトイレ、プライバシーを守るパーティション、簡易ベッド、温かい食事を速やかに提供できるよう、必要な資機材の備蓄を推進し、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の登録制度を創設する」ことなど、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を推進することが明記された。

国税庁 消費税還付申告への対応を公表 税務調査への協力などを呼びかけ

国税庁は11月21日、同庁のHPに「消費税還付申告に関する国税当局の対応について」とする情報を公開した。近年、消費税の仕組みを悪用し、実際取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容で申告書を提出し、消費税の還付を不正に受けようとする事案が多数発生していることから、同庁では消費税還付法人に対する調査を強化している。同庁では令和3年7月から同4年6月までに、消費税還付申告法人に対して約4,300件の実地調査を実施しており、その追徴税額は約372億円だった。

また、特に悪質な不正受還付犯に対しては、査察調査を行った上で検察官に告発し、その刑事責任を追究している。令和4年4月から同5年3月までに不正還付事案16件を告発しており、これらの事案で不正に還付を受けた（受けようとした）金額は合計で13億4,700万円にも上っている。

不正還付の手口は様々だが、同庁が公表している「2023年国税庁レポート」では、不正還付の事例として「輸出物品販売場を営む法人が国内で仕入れた化粧品を外国人観光客に販売したように装い架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上した事案」や、「複数の法人がパワーストーンの仕入れがあったように装い架空の課税仕入れを計上した事案」などが紹介されており、近年は「輸出物品販売場制度」を悪用した事案が増えているようだ。